（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　介護分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　育成就労を行わせる事業所ごとに選任される育成就労指導員のうち一名以上が、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。

二　育成就労を行わせる事業所ごとに選任される育成就労指導員の数が育成就労外国人の数を五で除して得た数以上であること。

三　申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。第四条において同じ。）が次のいずれにも該当すること。

イ　介護分野に係る分野別協議会（法第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。ロにおいて同じ。）において、協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

ロ　介護分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

ハ　介護分野における育成就労外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第三条　介護分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が次の各号（育成就労外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等（社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務に従事させない場合には、第二号を除く。）のいずれにも該当するものであることとする。

一　介護等の業務を行うものであること。

二　育成就労外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させる場合にあっては、実務経験等を有する育成就労外国人のみを当該業務に従事させ、かつ、育成就労外国人を当該業務に従事させること等について育成就労を行わせる事業所が利用者等に対する説明を行うことのほか、次に掲げる事項を遵守することとしていること。

イ　育成就労外国人に対し、利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の基本事項、生活支援技術、利用者等とのコミュニケーション並びに日本の生活様式その他当該業務に必要な知識及び技能を修得させる講習を行うこと。

ロ　育成就労外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させる際、従事し始めた時から当該育成就労外国人が当該サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、当該サービスの提供に係る責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。

ハ　育成就労外国人を従事させる利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の内容等に関して、当該育成就労外国人に対して丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、従事させる業務の具体的な内容、当該育成就労外国人の将来におけるキャリアの目標、それらに対して育成就労を行わせる事業所において行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成すること。

ニ　育成就労外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させる現場において受けるハラスメント等を防止するため、当該ハラスメント等に関する相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずること。

ホ　育成就労外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他の必要な環境整備を行うこと。

三　次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

イ　開設後三年以上経過していること。

ロ　育成就労を行わせる事業所を経営する法人において、介護等の業務を行う他の事業所の開設後三年以上経過していること。

ハ　育成就労を行わせる事業所を経営する法人が、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　当該事業所の利用者及びその家族が安心して介護等のサービスを利用することができるよう、育成就労外国人に対する研修体制及びその実施が確保されていること。

(2)　育成就労外国人並びに当該事業所の職員及び利用者等からの相談体制が確保されていること。

(3)　育成就労外国人の受入れについて、受入れ開始前に当該事業所の職員並びに当該事業所を利用する者及びその家族等に対して、説明会等が行われていること。

(4)　育成就労外国人の受入れに関して、当該事業所を経営する法人内における協議体制が確保されていること。

四　育成就労外国人に夜勤業務その他少人数の状況の下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。

（育成就労外国人の数）

第四条　介護分野に係る申請者の行わせる育成就労が単独型育成就労（次項に規定するものを除く。）に係るものである場合における規則第十九条第三項の告示で定める数は、次に掲げる数とする。

一　育成就労を行わせる事業所（以下この条において「事業所」という。）の介護等を主たる業務として行う常勤の職員（育成就労外国人並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十一条第二号に規定するインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者及びベトナム人介護福祉士候補者を除く。以下この条及び附則第二項において「常勤介護職員」という。）の総数に二十分の三を乗じて得た数（その数が三未満である場合には、零とする。）

二　前号の規定にかかわらず、申請者が次のイからヘに掲げる事項を総合的に評価して技能を修得させる能力につき高い水準を満たすと認められる者である場合にあっては、事業所の常勤介護職員の総数に十分の三を乗じて得た数（その数が三未満である場合には、零とする。）

イ　技能及び日本語能力の修得に係る実績

ロ　育成就労を行わせる体制

ハ　育成就労外国人の待遇

ニ　出入国又は労働に関する法令への違反、育成就労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

ホ　育成就労外国人からの相談に応じることその他の育成就労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況

ヘ　育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況